

情報提供

令和5年3月14日に足場関係の労働安全衛生規則の改正（令和5年厚生労働省令第22号）が公布され同年10月1日より施行（一部は令和6年4月1日施行）されたので、概要を情報提供いたします。

- ◎ **一側足場の使用範囲を明確化**（労働安全衛生規則第561条の2（新設）関係 令和6年4月1日施行）
事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場をしなければならない。ただし、つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときはこの限りではない。

- ◎ **足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け**（労働安全衛生規則第567条、第568条および第655条関係 令和5年10月1日施行）
事業者および注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名して行わせなければならない。なお点検者には、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者など一定の能力を有する者を指名することが望ましい。

- ◎ **足場の点検後に記録・保存すべき事項に点検者の氏名を追加**（労働安全衛生規則第567条および第655条関係 令和5年10月1日施行）
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に作成し保存する記録には、点検者の氏名も記録しなければならない。

「リーフレット足場からの墜落防止措置が強化されます」
(厚生労働省)

